

令和2年佐久市議会第1回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
3	佐久市組織条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	1
4	佐久市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	2
5	佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	3
6	佐久市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	4
7	佐久市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	5
8	佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	6
9	佐久市福社会館条例を廃止する条例の制定について	環 境 部 長	7
10	佐久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	8
11	佐久市障害福祉サービス事業施設条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	9
12	佐久市介護予防施設条例及び佐久市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	10
13	佐久市農業研修生住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部 長	11
14	佐久市公園条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 部 長	12
15	佐久市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 部 長	13
16	佐久市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	14
17	佐久市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	浅 間 病 院 事 務 長	15
18	佐久市望月土づくりセンターの指定管理者の指定について	望 月 支 所 長	16

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
19	佐久市辺地総合整備計画の策定について	企 画 部 長	17
20	ワークテラス佐久の指定管理者の指定について	経 済 部 長	18
21	(仮称)佐久白田インター工業団地用地の取得について	経 済 部 長	19 35
22	市道の路線認定について	建 設 部 長	26 33
23	市道の路線変更について	建 設 部 長	34 36
24	市道の路線廃止について	建 設 部 長	37 38
25	訴えの提起について	建 設 部 長	39
26	令和元年度(2019年度)佐久市一般会計補正予算(第10号)について	総 務 部 長	別冊1
27	令和元年度(2019年度)佐久市一般会計補正予算(第11号)について	総 務 部 長	別冊1
28	令和元年度(2019年度)佐久市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	市民健康部長	別冊1
29	令和元年度(2019年度)佐久市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	福 祉 部 長	別冊1
30	令和元年度(2019年度)佐久市障害者支援施設白田学園特別会計補正予算(第1号)について	福 祉 部 長	別冊1
31	令和元年度(2019年度)佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	市民健康部長	別冊1
32	令和元年度(2019年度)佐久市奨学資金特別会計補正予算(第1号)について	学校教育部長	別冊1
33	令和元年度(2019年度)佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)について	環 境 部 長	別冊1
34	令和元年度(2019年度)佐久市茂田井財産区特別会計補正予算(第1号)について	望 月 支 所 長	別冊1
35	令和元年度(2019年度)佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算(第3号)について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊1

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
36	令和元年度（2019年度）佐久市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	環 境 部 長	別冊1
37	令和2年度佐久市一般会計予算について	総 務 部 長	別冊2
38	令和2年度佐久市国民健康保険特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
39	令和2年度佐久市介護保険特別会計予算について	福 祉 部 長	別冊2
40	令和2年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計予算について	福 祉 部 長	別冊2
41	令和2年度佐久市後期高齢者医療特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
42	令和2年度佐久市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
43	令和2年度佐久市奨学資金特別会計予算について	学校教育部長	別冊2
44	令和2年度佐久市環境エネルギー事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊2
45	令和2年度佐久市工業用地取得造成事業特別会計予算について	経 済 部 長	別冊2
46	令和2年度佐久市茂田井財産区特別会計予算について	望 月 支 所 長	別冊2
47	令和2年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計予算について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊2
48	令和2年度佐久市下水道事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊2

条 例	案	15	件
事 件	案	8	件
予 算	案	23	件
計		46	件

第 3 号

佐久市組織条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和 2 年度からの組織機構の見直しによる部の事務分掌の変更に
伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第4号

佐久市税条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、令和元年台風第19号により被災した固定資産に対応するために必要となる事務、手続等の期間を考慮し、令和2年度の固定資産税及び都市計画税の第1期の納期を変更するほか、改元に伴う規定の整備をしようとするものであります。

第5号

佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和元年台風第19号災害に対する支援のために、市内をはじめ全国から当市に寄せられた災害支援金やふるさと納税寄附金の一部を原資として、災害に強い安全なまちづくりの実現等に資する事業に要する経費の財源に充てるため、佐久市防災対策基金を設置するとともに、藤間とみ氏からの寄附金について、佐久市の児童・生徒の美術作品の創作意欲の向上を図ることを目的に、児童・生徒の美術作品の展覧会の開催及び出展された作品のうち特に優秀なものを制作した者の表彰に要する経費の財源に充てるため、佐久市日向裕・綾美術振興基金を設置しようとするものであります。

第 6 号

佐久市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

これは、住民基本台帳法の改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍附票の除票の写しの交付が制度化されたこと、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第7号

佐久市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 号

佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、平成 30 年度からの事務の標準化・広域化に当たっての県下統一の取組として、刑事施設等に収容されている国民健康保険被保険者が減免申請する場合の申請期限について、納期限前 7 日までとされているところを、同被保険者については、収容中に減免申請を行うことができず、出所後に減免申請を行うことが想定されることから、申請期限の例外規定を設けるため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 9 号

佐久市福祉会館条例を廃止する条例の制定について

これは、佐久市福祉会館を令和 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止することから、
本条例を廃止しようとするものであります。

第10号

佐久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

これは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正により、災害援護資金に係る償還金の支払免除事由の拡大及び災害援護資金の借受人の資産状況の報告等を求めることができることとされたことから、所要の改正を行うほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、佐久市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものであります。

第 11 号

佐久市障害福祉サービス事業施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者の就労継続支援を実施している「佐久の泉共同作業センター」を、移転しようとするものであります。

第 12 号

佐久市介護予防施設条例及び佐久市デイサービスセンター条例の一部
を改正する条例の制定について

これは、令和 2 年 3 月 31 日をもって佐久市浅科生きがい活動支援センター及び前山デイサービスセンターを廃止することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第13号

佐久市農業研修生住宅条例の一部を改正する条例の制定について

これは、民法の改正により、私債権に係る法定利率について変動制が導入されることから、佐久市農業研修生住宅の入居者に対し、住宅の明渡しを請求する場合の請求額の算定に利用する利率の改正を行おうとするものであります。

第14号

佐久市公園条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久総合運動公園の第二駐車場整備工事の完了に伴い、当該駐車場の敷地を、佐久総合運動公園の一部として、新たに加えようとするものであります。

第15号

佐久市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

これは、民法の改正により、保証人について極度額の定めのない個人の根保証契約は無効となることから、市営住宅への入居に伴う連帯保証人に関する提出書類について見直しを行うほか、同法の改正により、私債権に係る法定利率について変動制が導入されることから、市営住宅の入居者に対し、住宅の明渡しを請求する場合の請求額の算定に利用する利率の改正を行おうとするものであります。

第16号

佐久市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、地方自治法の改正に伴い、関係する条例中で引用する同法の条項を改めようとするものであります。

第 16 号

佐久市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法の改正に伴う 一部改正 条例一覧

	例 規 名
1	佐久市監査委員条例
2	佐久市病院事業の設置等に関する条例
3	佐久市下水道事業の設置等に関する条例

第17号

佐久市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

これは、市立病院として地域から求められる良質な医療の提供に向け、更なる医師確保に努めるとともに、医療体制の拡充を図るため、病院事業の職員の定数を変更しようとするものであります。

第18号

佐久市望月土づくりセンターの指定管理者の指定について

これは、佐久市望月土づくりセンターの指定管理者として、佐久浅間農業協同組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

佐久市辺地総合整備計画の策定について

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、佐久市辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

佐久市の中心から離れた県境又は市境に位置する辺地は、交通条件をはじめ経済的、文化的諸条件の面で、他の地域と比較して住民の生活環境の整備水準に格差が見られます。

こうしたことから、同法に基づき、各種公共的施設の整備を進めてきたところではありますが、いまだ他の地域と比較して住民の生活環境の整備水準の格差が解消されておらず、引き続きその是正に当たする必要があります。

このようなことから、令和2年度から令和6年度までの5か年にわたる佐久市辺地総合整備計画を策定し、公共的施設の整備を進めることにより、引き続き辺地の活性化と住民の利便性の向上を図ろうとするものであります。

第 20 号

ワークテラス佐久の指定管理者の指定について

これは、ワークテラス佐久の指定管理者として、株式会社ジェイアール東日本企画長野支店を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第 21 号

(仮称) 佐久臼田インター工業団地用地の取得について

これは、(仮称) 佐久臼田インター工業団地用地を、市内居住者 1 名から取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件に係る用地は、佐久市中小田切 23 番 1 ほか 2 筆で、面積は 6, 474 平方メートル、取得価格は 5, 645 万 3, 280 円であります。

土地売買に関する仮契約書

¥56,453,280-

佐久市が施行する（仮称）佐久日田インター工業団地整備事業のために必要な土地について所有者
（以下「甲」という。）と 佐久市長 柳田清二（以下「乙」という。）とは下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

なお、この契約は、佐久市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐久市条例第52号）の規程に基づき佐久市議会の議決を経るものとし、佐久市議会の議決があったときは、この仮契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義を重んじ、誠実にこれを履行するものとする。

記

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

土地代金	¥56,453,280-
別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金	¥0-

（土地の引き渡し期限等）

第2条 甲は前文に規定する議決がなされた日から、遅滞なく乙に土地を引き渡すものとする。この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

2 土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

（登記関係書類等の提出）

第3条 甲は、前文に規定する議決がなされたときは、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

（補償金の支払い）

第4条 甲は、土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人（借間人を含む。以下この条及び第6条において同じ。）が居住する建物が存する場合においては、当該権利者、物件所有者又は借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立し、かつ、前条の規定により書類を提出したときに、その他の場合においては、前条の規定により書類を提出したときに、頭書の金額のうち ¥0- の支払いを乙に請求することができる。



2 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額 ~~¥56,699,576-~~ ¥56,453,280- の支払いを乙に請求することができる。

3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りでない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。



2 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙の同意を得たときは、この限りでない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき又は土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合若しくは土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条第1項に規定する引き渡しのときまでに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙はこの契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

第7条 第2条第1項に規定する引き渡し後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(危険負担等)

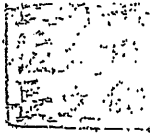
第8条 本契約締結のときから土地の引き渡しのときまでにおいて、当該土地が甲又は乙の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合は、乙は、甲に対し売買代金の減額を請求し、又は契約の解除をすることができるものとする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、本契約締結後、土地に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見したときは、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第10条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。



(公租公課等の負担)

第11条 引き渡し前における土地の公租公課その他一切の賦課金負担金等は、甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

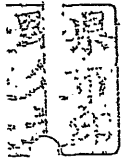
第12条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判の管轄)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、佐久市役所所在地を管轄する長野地方裁判所佐久支部に提訴するものとする。

(契約外の事項)

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。



この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

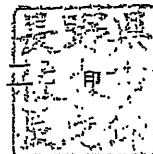
令和元年 9 月 9 日

甲 (住 所) _____

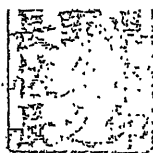
(氏名又は名称) _____

乙 (住 所) 佐久市中込 3056 番地

(氏 名) 佐久市長 柳田 清



別表第1



土地の表示

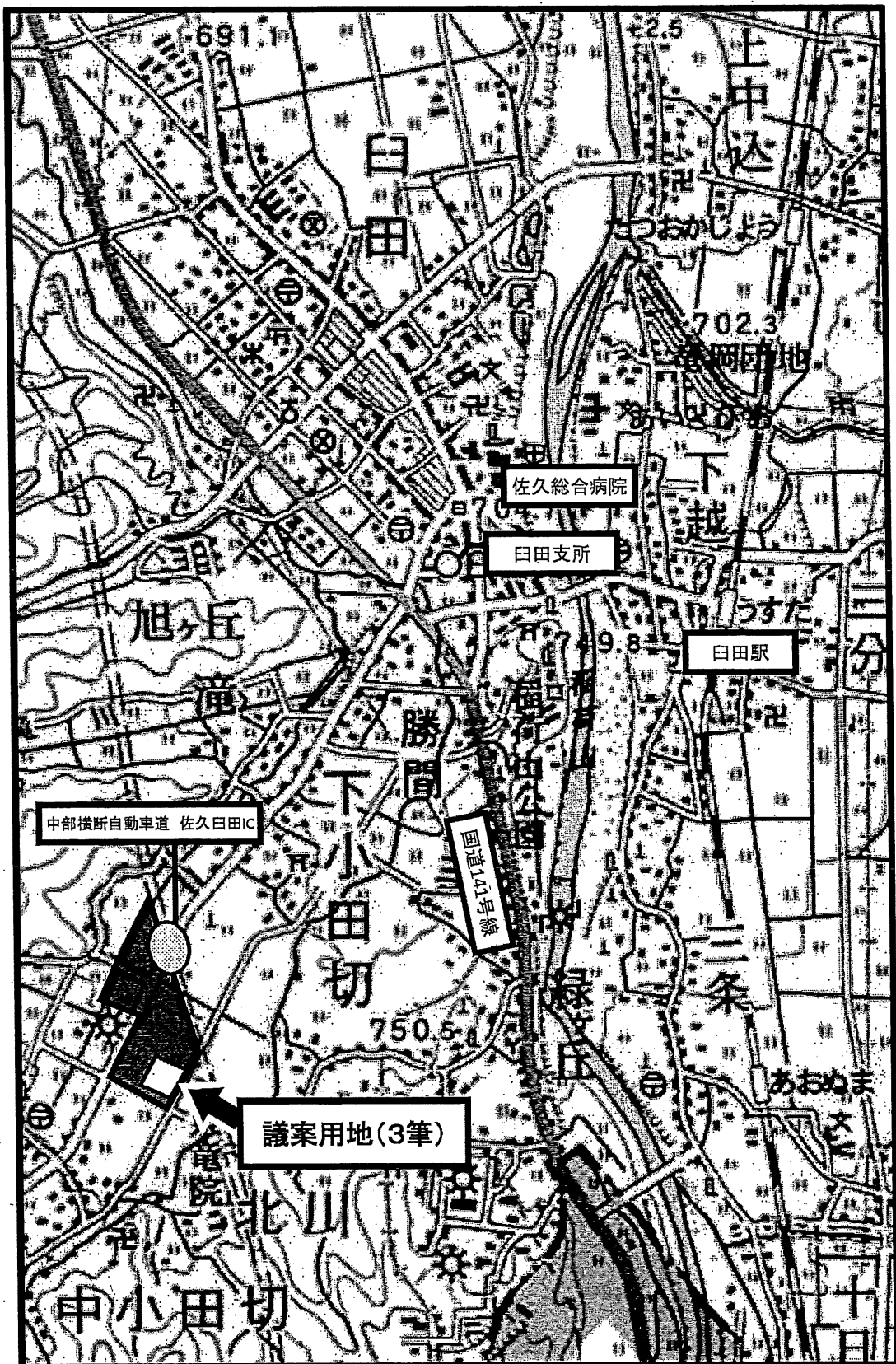
大字	字	地番	地目	地積(㎡)		摘要	
				登記簿	実測		
中小田切	上見次	23番1	田	2094		全筆	
中小田切	上見次	24番	田	2385		全筆	
中小田切	上見次	25番	田	1995		全筆	

別表第2

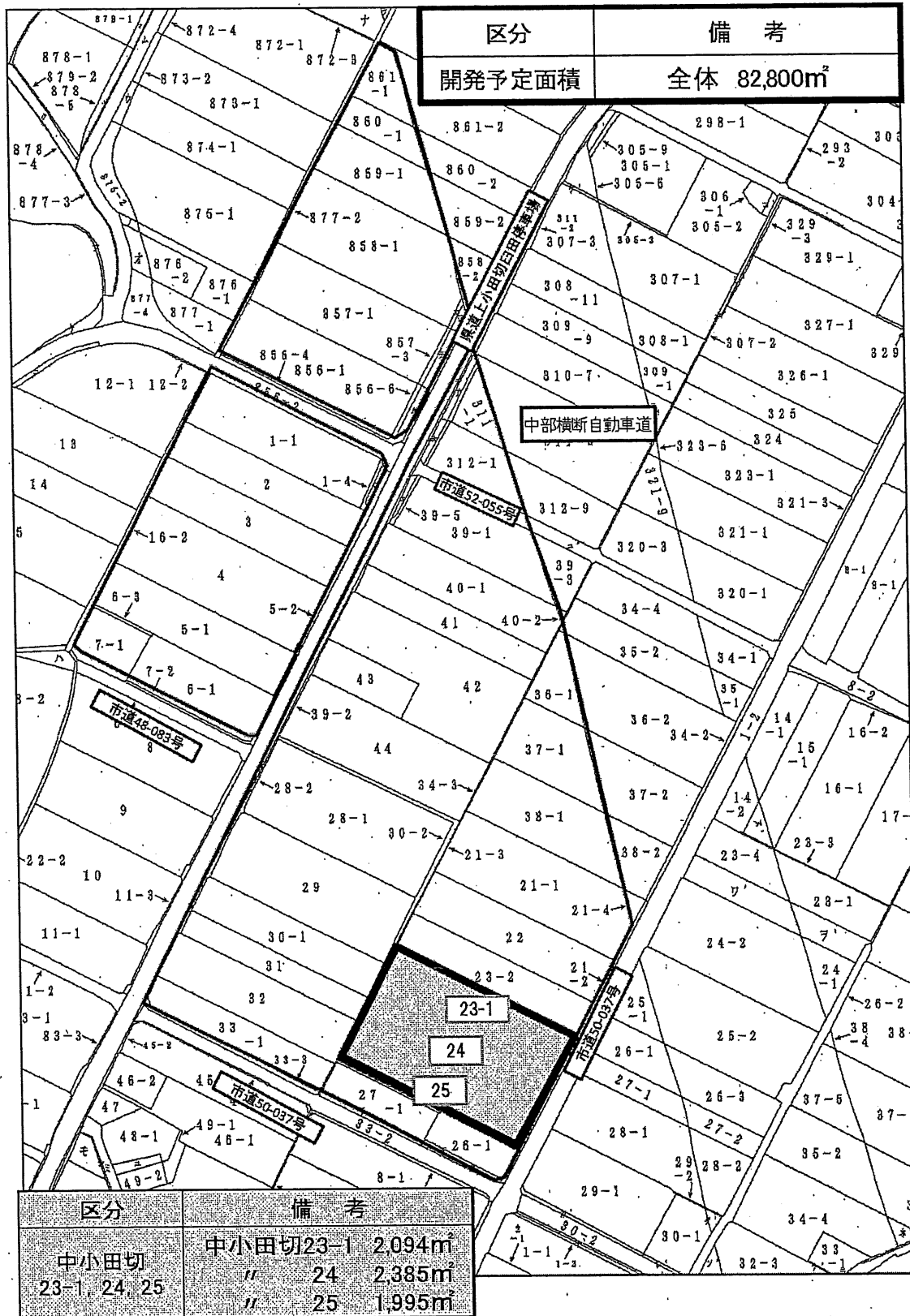
物件その他通常受ける損失補償の表示

大字	字	地番	地目	種別	単位	数量		摘要

位置図



詳細図



第 2 2 号

市道の路線認定について

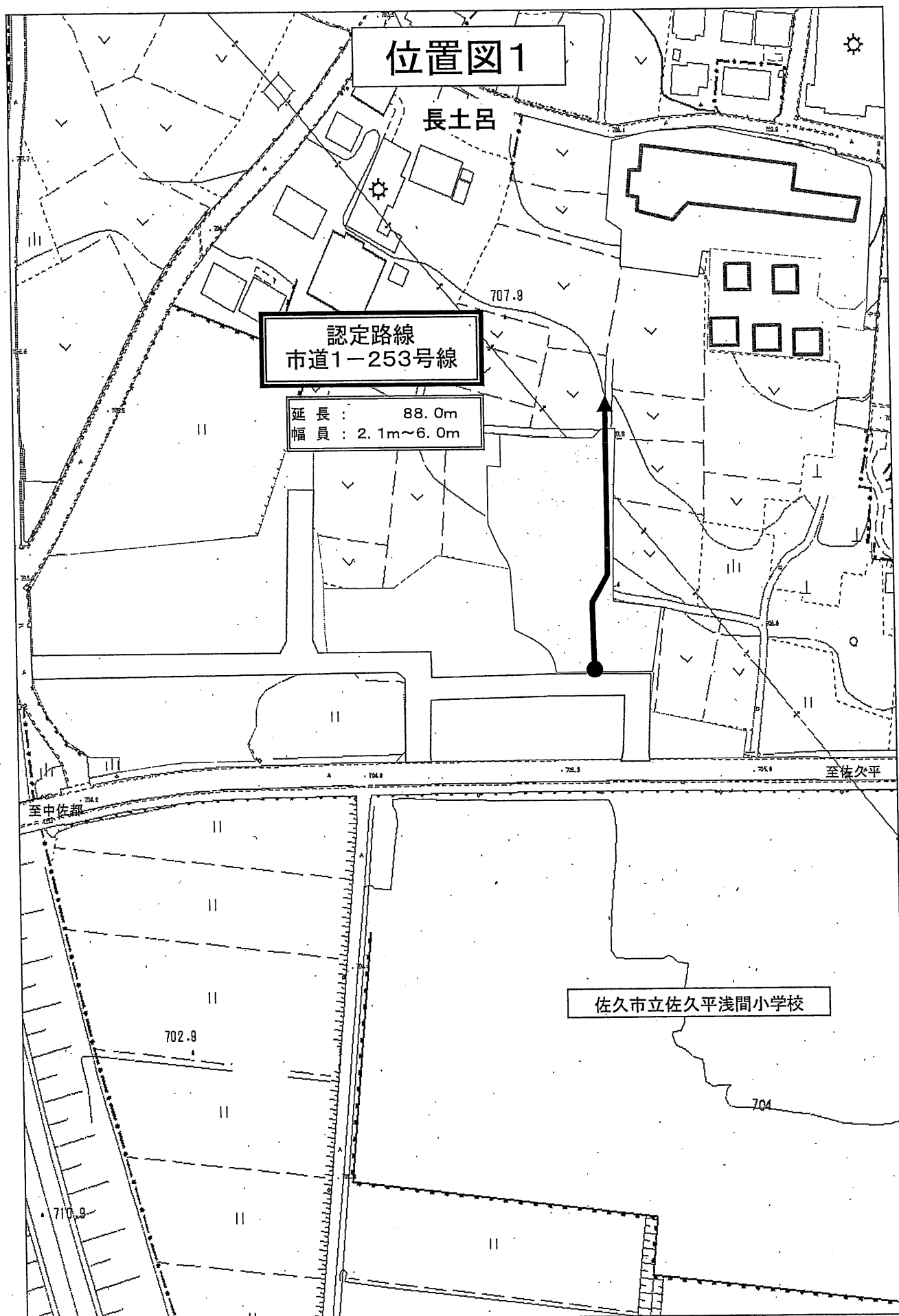
これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

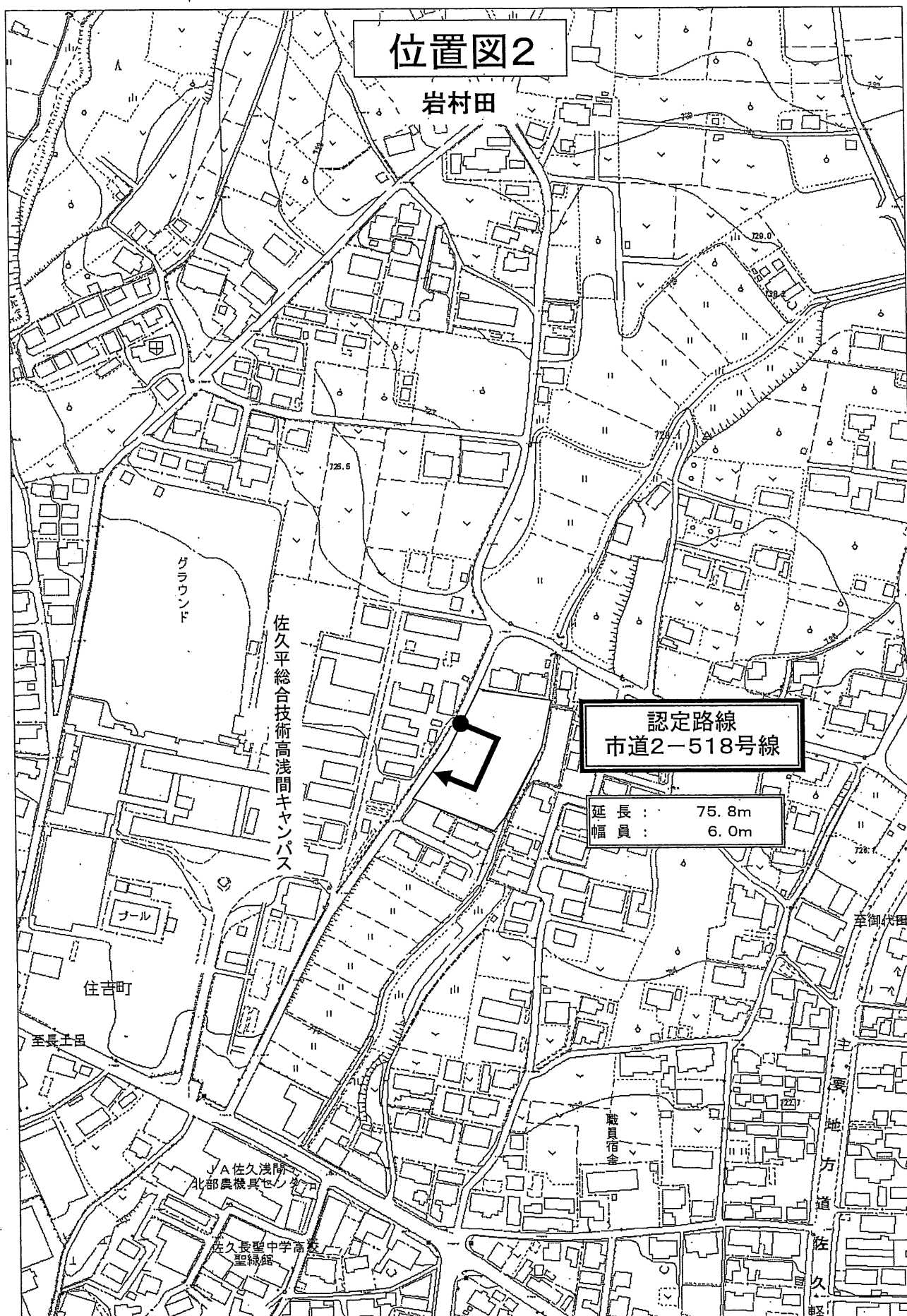
- | | |
|-------------------|-------|
| ○ 市道 1 - 2 5 3 号線 | 位置図 1 |
| ○ 市道 2 - 5 1 8 号線 | 位置図 2 |
| ○ 市道 1 3 - 3 2 号線 | 位置図 3 |
| ○ 市道 1 6 - 8 1 号線 | 位置図 4 |
| ○ 市道 3 4 - 2 2 号線 | 位置図 5 |

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

- | | |
|-------------------|-------|
| ○ 市道 2 - 5 0 5 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 0 6 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 0 7 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 0 8 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 0 9 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 0 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 1 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 2 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 3 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 4 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 5 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 6 号線 | 位置図 6 |
| ○ 市道 2 - 5 1 7 号線 | 位置図 6 |

これらの路線は、佐久平駅南土地区画整理事業に伴い整備される道路であります。



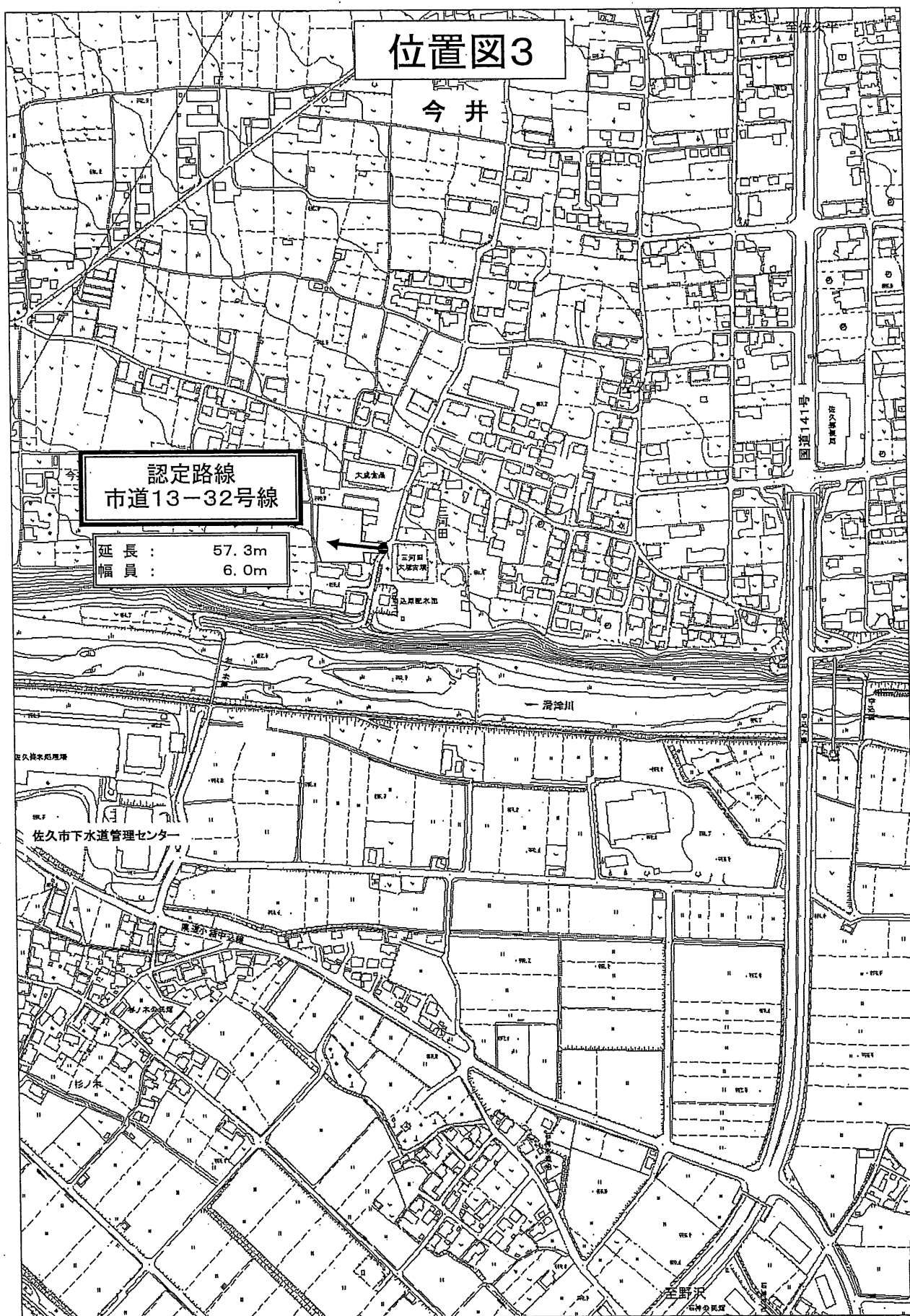


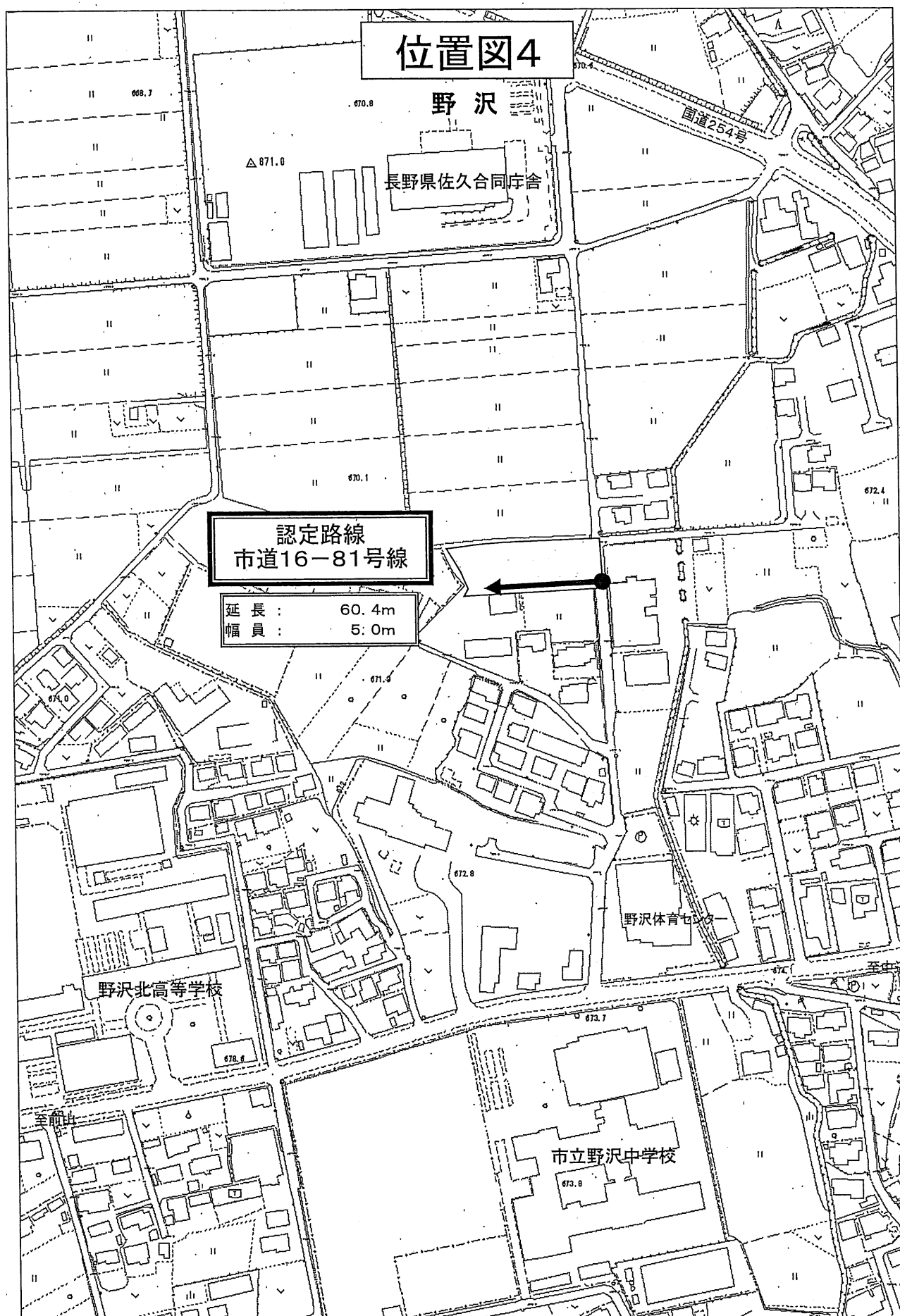
位置図2

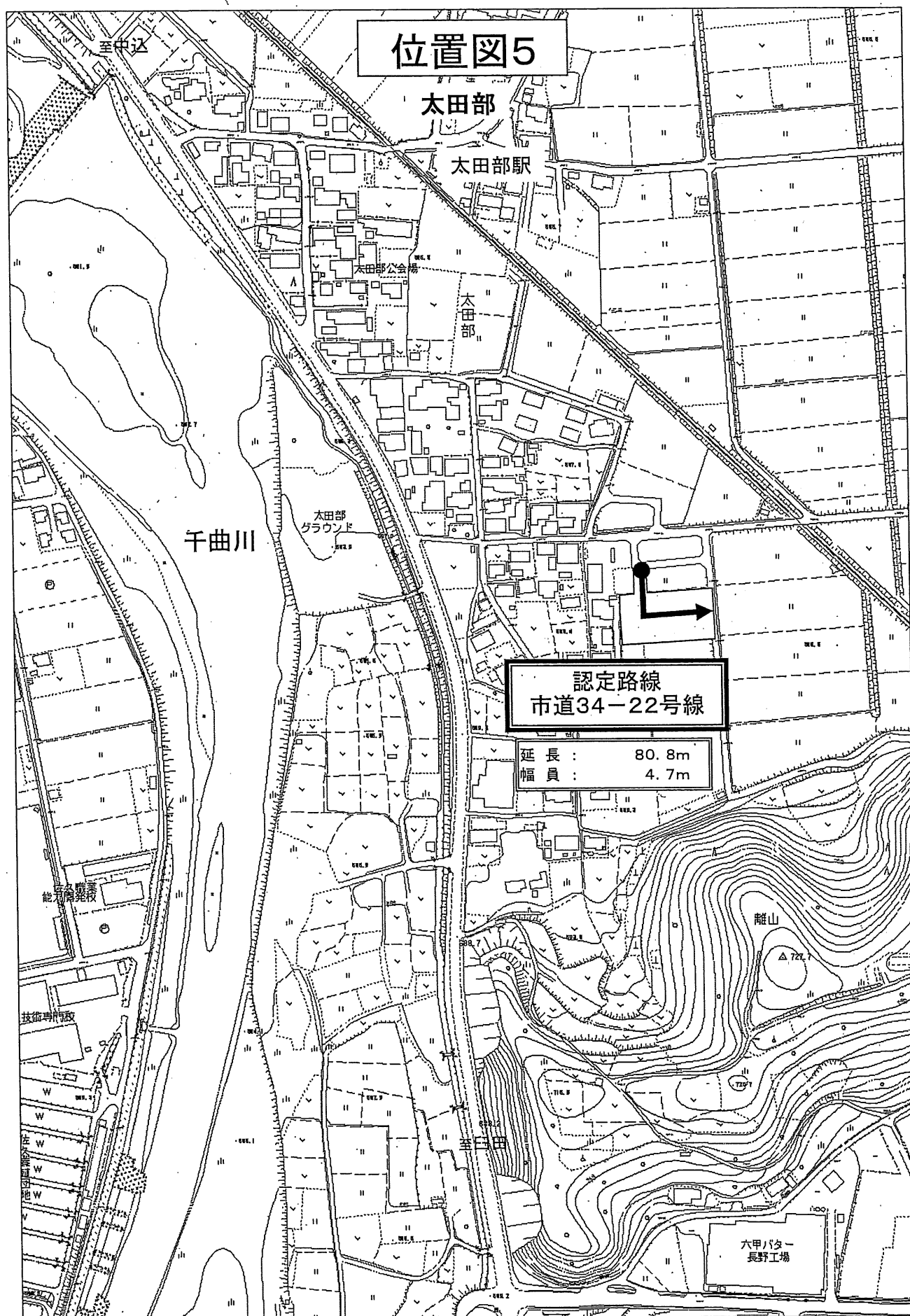
岩村田

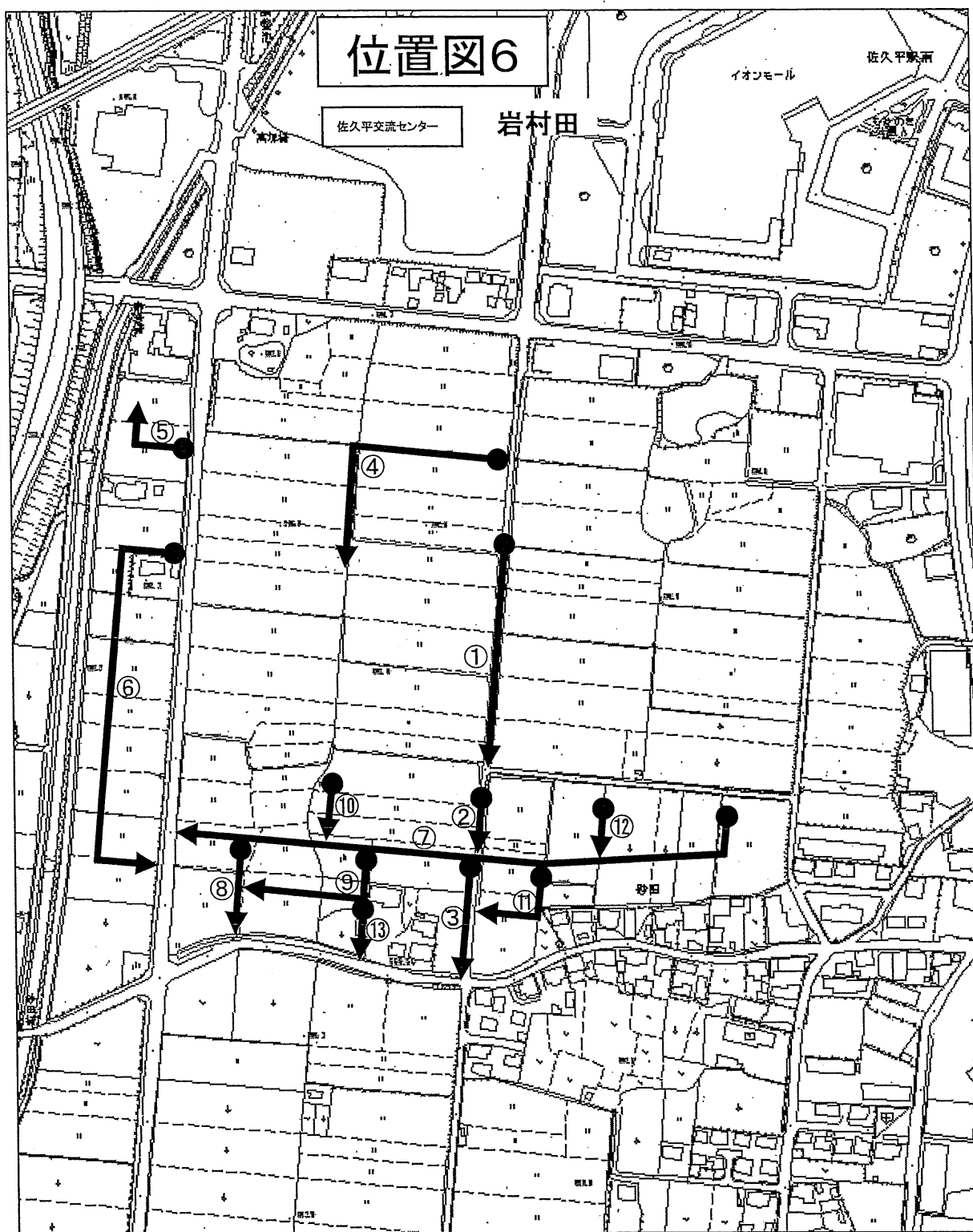
認定路線
市道2-518号線

延長 : 75.8m
幅員 : 6.0m









①～⑬ 路線名、延長及び幅員 別紙

位置図番号	認定路線	延長	幅員
①	市道2-505号線	152.4m	6.0m
②	市道2-506号線	39.0m	6.0m
③	市道2-507号線	80.7m	6.0m
④	市道2-508号線	176.1m	8.0m
⑤	市道2-509号線	65.4m	6.0m
⑥	市道2-510号線	285.3m	6.0~6.5m
⑦	市道2-511号線	407.0m	6.0m
⑧	市道2-512号線	69.0m	6.0m
⑨	市道2-513号線	113.7m	6.0m
⑩	市道2-514号線	39.0m	6.0m
⑪	市道2-515号線	77.5m	6.0m
⑫	市道2-516号線	36.7m	6.0m
⑬	市道2-517号線	38.7m	4.0m

第23号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道1-96号線

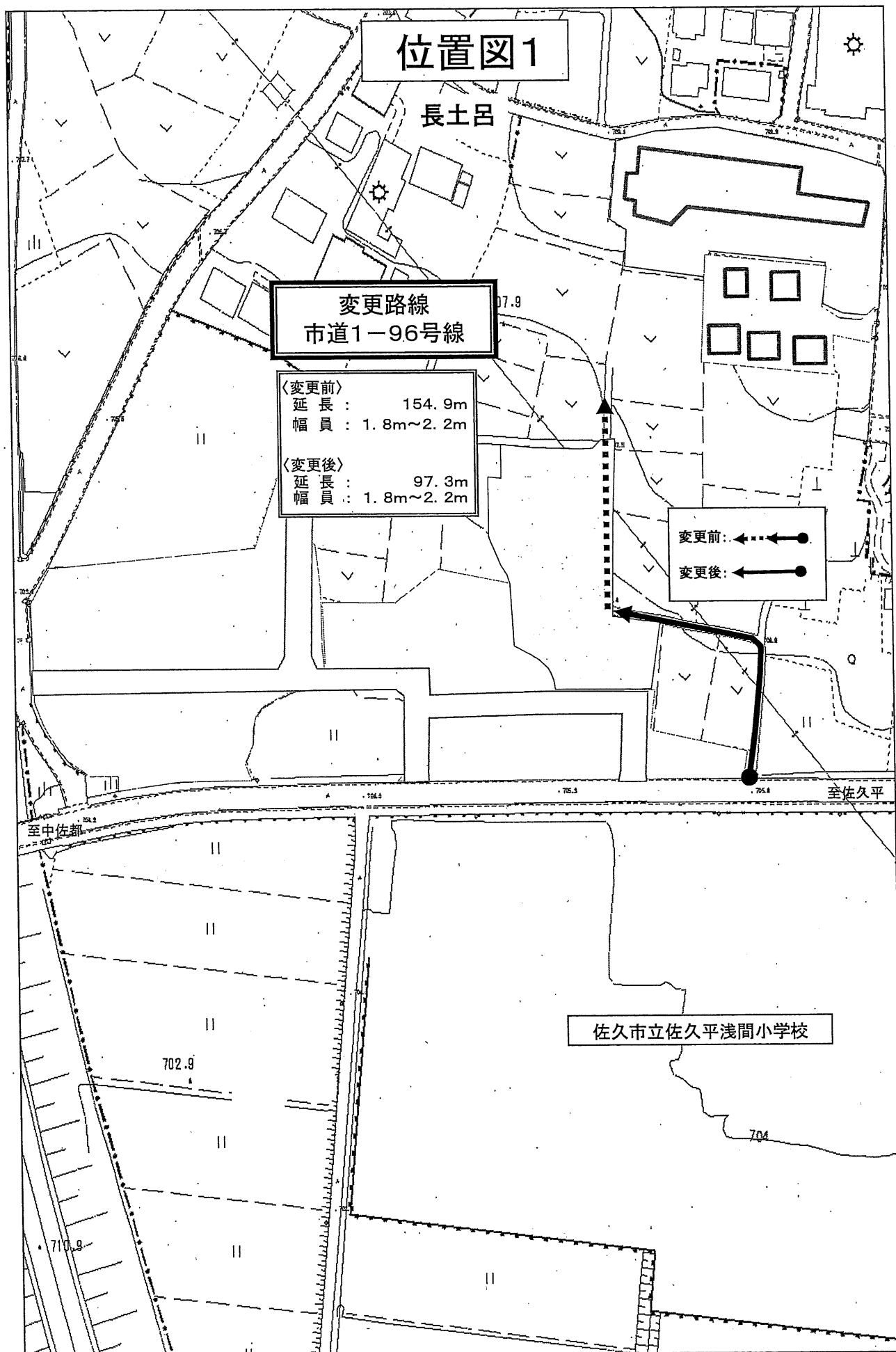
位置図1

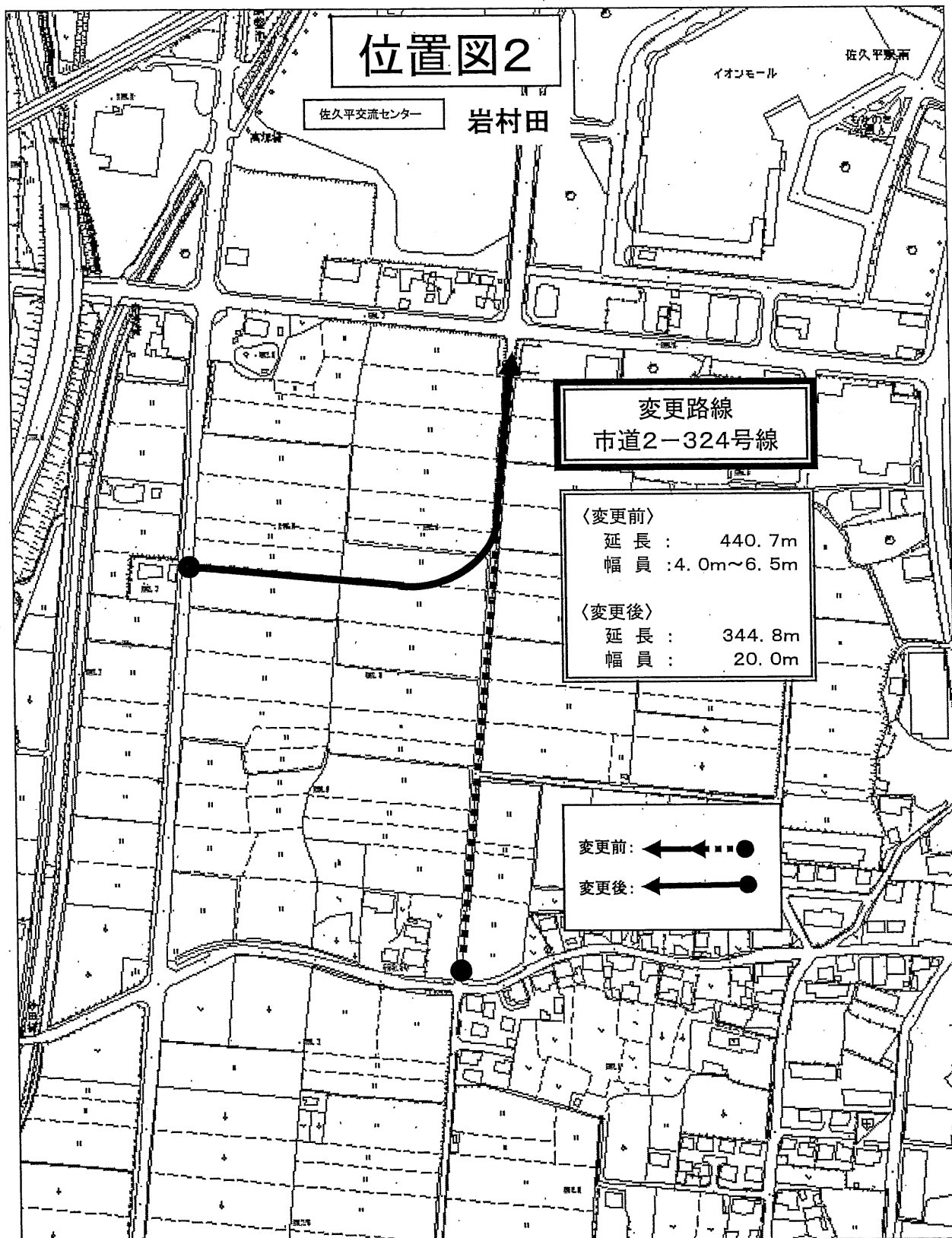
この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造された道路により分断され、終点が変更となるため路線変更するものであります。

○ 市道2-324号線

位置図2

この路線は、佐久平駅南土地区画整理事業に伴い整備される道路により、起点及び終点が変わるため路線変更するものであります。





第24号

市道の路線廃止について

これは、市道を路線廃止しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道1-25号線 位置図1

この路線は、市道としての機能が喪失されているため、市道路線を廃止しようとするものであります。

位置図1

長土呂

廃止路線
市道1-25号線

延長： 119.3m

幅員 : 1.8m~2.1m

国道 41 号

アムアムビレッジ

至佐久FC

JA 佐久 浅間
岩村 田出 荷場
予 冷 施 設

第 25 号

訴えの提起について

これは、長期にわたり市営住宅家賃を滞納している市内居住者 2 名について、督促状の送付、訪問、来庁要請、支払督促等の様々な方策を講じる中、徴収が困難な状況が継続し、令和元年 7 月 25 日付けの催告書による賃貸借契約の解除予告及び市営住宅の明渡し請求に至ったが、いまだ納入又は対応のない状況であるため、市内居住者 2 名の市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

